

令和3年度

鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金

# 太陽光発電設備 薪・ペレットストーブ 等の導入を応援します

## 対象設備

太陽光発電設備



1.5万円/kW(上限12万円)

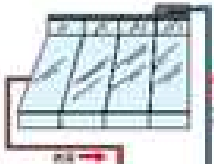
木質バイオマス燃焼機器



薪、ペレットストーブ  
5万円 (上限)

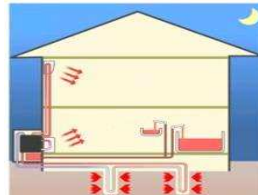
薪、ペレットボイラー  
15万円 (上限)

太陽熱利用装置



2.5万円 (上限)

地中熱利用装置



10万円 (上限)



## 地球の未来を考えてみませんか？

今、地球はかつてないほどの気候危機に直面しています。

地球温暖化は、気温上昇のほかにも大雨や洪水、熱波、干ばつなど、様々な気候変動を引き起こし、私たちだけでなく地球に住む動植物などの生態系にも大きな影響を及ぼしています。

太陽光・地熱・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、地球環境の保全に貢献することや、化石燃料のような枯渇の心配がないこと、循環型でエネルギーの自給率が向上するなど、様々なメリットがあります。

皆さんも、地球環境を守るために、できることから始めてみませんか。

鶴岡市では、再生可能エネルギー設備を設置する新築や、リフォーム工事に対する補助金を交付しています。

【募集期間】令和4年2月28日（月）まで

【募集方法】先着順

※予算の範囲内になりますので、募集期間より前に終了する場合があります。



**補助金の交付対象となる方** 次の要件を全て満たす方

①再生可能エネルギー設備を導入する方（法人等含む。以下同じ。）

再生可能エネルギー設備の種類	補助金額又は補助率
太陽光発電設備	1kw 当たり 15,000 円（上限 120,000 円）
木質バイオマス燃焼機器（ペレット、チップ又は薪を燃料とするストーブ）	3分の1（上限 50,000 円）
木質バイオマス燃焼機器（ペレット、チップ又は薪を燃料とするボイラー）	10分の1（上限 150,000 円）
太陽熱利用装置	10分の1（上限 25,000 円）
地中熱利用装置	10分の1（上限 100,000 円）

②太陽光発電の場合、電力の全量を売電することを目的とした事業性のある設備は対象外になります。

③市内に住所を有する方\*、市内に本店を置く法人又は町内会等

※実績報告書の提出時までに、本市に転入する予定である方を含みます。

④再生可能エネルギー設備の設置工事にあたり、市内業者\*と工事請負契約をするか、市内で設備を購入し自ら設置する方

※市内業者とは、市内に所在地を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者です。

⑤補助金申請年度の3月末日までに、実績報告書を提出できる方

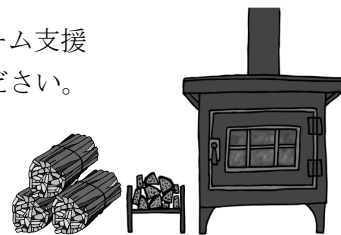
⑥市税に滞納がない方

### 申請書類

- 交付申請書
- 設置工事の見積書の写し
- 設備を設置する土地又は建物の所有者及び所在地が分かる書類
- 設置工事の工事箇所が分かる図面
- 着工前のカラー写真
- 市税納付状況の照会に係る届出又は納税証明書（町内会等の場合は不要）
- （太陽光発電設備の場合）発電出力の合計値が分かる書類
- （申請者と所有者が異なる場合）所有者の承諾書

### ご案内

- 補助対象の設備は、本市域内に新たに設置又は増設するもので、更新や中古品の設置は対象となりません。
  - この補助金の申請は、1申請者当たり設備の種類ごとに1回限り、この補助金を申請できる施工箇所は、1敷地内で同一世帯1回限りとなります。
  - この補助金の各種様式は、市のホームページからダウンロードできます。
  - この補助金は、山形県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金又は鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金と併せて受けることができます。詳細は、それぞれの担当部署に確認してください。
- ※住宅リフォーム支援事業費補助金をあわせて申請する場合は、建設部建築課（4階）



### 書類の提出先及び問合せ先

鶴岡市役所 環境課（6階）

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 TEL 0235-25-2111 FAX 0235-22-2868 メール kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

検索

鶴岡市 再生可能エネルギー 補助金